

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書

年(年) 月 日

豊 中 市 長 様

申込者氏名

印

*いずれかに○をつけてください。

(高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金) の支給を受けた
 いので、下記により申し込みます。

受理番号	
------	--

フリガナ		生年月日	年 月 日生(歳)	
① 氏 名		個人番号		
② 住 所	(〒 -)	自宅電話	()	
		携帯電話	()	
③ 過去の受給の有無	過去に(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を受けたことが ある ・ ない			
③ 本資金と同時に利用する 給付金・貸付金について	専門実践教育訓練給付金の申込 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度利用 その他の制度 ()		ある ・ ない	ある ・ ない
④ 養成機関 及び内容	養成機関名			
	住 所	電 話 ()		
	修 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間 ・ 夜間
	修業している資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ ()		
⑤ 振込先金融機関	フリガナ 口座名義			
	金 融 機 関 名	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協 農 協 金	支店名	支 店 営 業 所 出 張 所 営 業 部
	種 目	1. 普 通 2. 当 座	口座番号	

(1) 高等職業訓練促進給付金の支給申込は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、高等職業訓練修了支援給付金の支給申込は、修了日を経過した日以後に行うことができます。

同意書

年 月 日

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の受給要件決定のために必要があるときは、豊中市ひとり親家庭高等職業訓練促進費等事業実施要綱第8条第2項の各号に掲げる書類について、豊中市子ども未来部子育て給付課が令和 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

申込者と同居する者の氏名等について			
1 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	本人
2 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	
3 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	
4 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	
5 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	昭和・平成・令和 年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書に基づき審査し、下記のとおり決定したので通知します。

記

フリガナ		決定番号	
① 氏名		生年月日	年 月 日生
② 住所			
③ 養成機関名			
④ 給付金の種類	高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金		
⑤ 支給期間及び支給額	年 月 ～ 年 月	円	
	年 月 ～ 年 月	円	
	年 月 ～ 年 月	円	
	年 月 ～ 年 月	円	

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けるためには、出席状況の報告が必要です。また、8月以降も支給対象となる人は再度ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書（様式1）を提出する必要があります。当該書類の提出がない場合、支給を停止する場合があります。

(2) ひとり親家庭の父母でなくなったこと、当市に住所を有しなくなったこと、養成機関での修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき、又は当該受給者もしくは当該受給者同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）にかかる市町村民税の課税の状況が変わったとき、もしくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは速やかに届出てください。

(3) この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(4) なお、この処分については、上記(3)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(3)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(5) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書に基づき審査し、下記のとおり不支給の決定をしたので通知します。

記

		決定番号	
フリガナ			
① 氏名		生年月日	年 月 日生
② 住所			
③ 養成機関名			
④ 給付金の種類	高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金		
⑤ 給付金を支給しない理由			

(1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(2) なお、この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給（事由変更・資格喪失）届

年 月 日

豊 中 市 長 様

氏 名 印

下記のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を受ける

{ 事由に変更が生じた
資格がなくなった } ので届け出ます。

支給決定番号

フリガナ	
① 氏 名	
② 住 所	(〒 -) 電 話 ()
受給事由が変更した理由 ③ 又は 受給資格がなくなった理由	イ ひとり親家庭の父母でなくなったため。 ロ 豊中市に住所を有しなくなったため。 ハ 養成機関での修業を取りやめたため。 ニ 受給者等に所得更正が生じたため。 ホ その他 ()
④ 理由が発生した日	年 (年) 月 日